

訪問看護利用料金(介護保険)

令和8年6月 改

サービス内容	単位	1割負担 (円)	2割負担 (円)	3割負担 (円)
--------	----	-------------	-------------	-------------

①訪問看護

30分未満	471単位	521	1,041	1,562
30分以上1時間未満	823単位	910	1,819	2,729
1時間以上1時間30分未満	1,128単位	1,247	2,493	3,740

①予防訪問看護

30分未満	451単位	499	997	1,495
30分以上1時間未満	794単位	878	1,755	2,632
1時間以上1時間30分未満	1,090単位	1,205	2,409	3,614

②その他加算

初回加算(Ⅰ)	退院した日に訪問看護を行った場合	350単位	387	774	1,161
初回加算(Ⅱ)	退院した日の翌日以降に訪問看護を行った場合	300単位	332	663	995
サービス提供体制加算【Ⅰ】	1回の訪問に対して算定	6単位	7	14	20
緊急時訪問看護加算(月1回)	ご契約の方は24時間対応いたします	574単位	636	1,272	1,908
夜間・早朝の緊急訪問	夕6時～夜10時、又は朝6時～朝8時の時間帯に訪問看護を行った場合	上記①訪問看護・予防訪問看護単位数の25%加算			
深夜の緊急訪問	夜10時～朝6時の時間帯に訪問看護を行った場合	上記①訪問看護・予防訪問看護単位数の50%加算			
特別管理加算【Ⅰ】(月1回)	在宅悪性腫瘍指導管理等を受けている方、留置カテーテル等を使用した状態にある方	500単位	553	1,105	1,658
特別管理加算【Ⅱ】(月1回)	在宅酸素、人口肛門、重度の褥瘡等の状態にある方	250単位	277	553	829

※実際の請求金額は、端数処理により若干の誤差が生じることがあります。

②その他加算					
専門管理加算	専門の研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場合	250単位	277	553	829
退院時共同指導加算	入院中または入所中の利用者に対し主治医等と連携して指導を行い、その内容を文章にして提供した場合	600単位	663	1,326	1,989
長時間訪問看護加算	特別管理加算対象者に対して1時間30分以上訪問看護を実施した場合	300単位	332	663	995
複数名訪問看護加算	30分未満	254単位	281	562	842
	30分以上	402単位	445	889	1,333
看護・介護職員連携強化加算	喀痰吸引等業務を実施している場合に介護職員等の支援を行った場合	250単位	277	553	829
訪問看護ターミナルケア加算	死亡及び死亡前日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	2,500単位	2,763	5,525	8,288
新設加算 介護職員等処遇改善加算	介護従事者を対象に賃上げを実現する措置	加算率 1.8%	総報酬単位数に加算率を乗じる (例)月1,500単位×1.8%=27単位		

※実際の請求金額は、端数処理により若干の誤差が生じることがあります。

特別管理加算【Ⅰ】 厚生労働省が定める疾病等
在宅悪性腫瘍患者指導管理/在宅気管切開患者指導管理 気管カニューレを使用している状態/留置カテーテルを使用している状態
特別管理加算【Ⅱ】 厚生労働省が定める状態
1 在宅麻薬等注射指導管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理又は在宅強心剤持続投与指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者又は気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者 2 以下のいずれかを受けている状態にある者 在宅自己腹膜灌流指導管理/在宅血液透析指導管理/在宅酸素療法指導管理/ 在宅中心静脈栄養法指導管理/在宅成分栄養経管栄養法指導管理/ 在宅自己導尿指導管理/在宅人工呼吸指導管理/在宅持続陽圧呼吸療法指導管理/ 在宅自己疼痛管理指導管理/在宅肺高血圧症患者指導管理/在宅難治性皮膚疾患処置指導管理 3 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある者 4 真皮を超える褥瘡の状態にある者 5 在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者